働きすぎのメカニズム―労働時間短縮の運動を―

森岡孝二（大阪過労死問題連絡会会長）

はじめに　労働時間原論
1．1980年代末の過労死と今日の過労死
2．日本的働きすぎと新しい働きすぎ
3．日本の長時間労働と時間規制の歴史
4　時間外労働規制のあり方と手がかり
おわりに　過労死防止学会国際シンポの韓国報告から

はじめに　労働時間原論

◇All work and no play makes Jack a dull boy.

仕事ばかりしていて休まないとつまらない人間になる（17世紀からあることわざ）

◇『梁塵秘抄』（平安末期の歌謡集）「遊びをせんとや生れけむ、戯れせんとや生れけん、遊ぶ子供の声きけば、我が身さえこそ動がるれ」。

◇マルクス　「時間は人間の発達の場である。思うままに処分しうる時間をもたない人間，睡眠や食事などをとる純然たる中断時間は別として，その全生涯が資本家のための労働にすいとられている人間は，家畜にも劣る」（『賃金・価格および利潤』）。

◇自由時間＝「人間的教養のための、精神的発達のための、社会的役割を遂行するための、社会的交流のための、肉体的および精神的生命力の自由な活動のための時間」（『資本論』）

1．1980年代末の過労死と今日の過労死

＜連続＞

- 変わらない長時間労働、死ぬほど働く日本人
- 企業中心の時間構造、深刻な社会問題

＜変化＞

- 壮年期の過労死の多発から若年層の過労自殺の多発へ
- 大多数が正社員の時代から雇用の非正規化の時代へ
- 「豊かな社会」の過労死問題から貧困と過労死の併存へ
- 新しい働きすぎの出現と拡大

最初の過労死110番の相談者アンケートから

- 朝が早く、夜も遅い。帰宅後も夜中まで電話、休日も出かけて行く、やり手の人でした。いつも仕事には夢中でしたが、少し疲れたよと言っていました。大きな原因はストレスと睡眠不足ではないかと思います（建設・営業・監督）。
- 毎日毎日夜の12時頃までの残業続きで、帰宅は夜中1時。従業員100人余りで残業手当もゼロ。夜食はラーメンくらい、疲労こんぱいの状態で、「もう限界だ、殺される」と、もらした矢先の死で、残された母娘はショックで暫くは立ち直れませんでした（製造・部長）。
- 主人は会社の机の上にマットを敷いて睡眠をとり、帰宅する時間や出勤時間を睡眠時間にあてた。仕事の足どりは妻の私には分からない。出社すれば100％仕事、私は主人の着替えを1週間に2回ぐらいビルに持参し、また、子どもたちのことはその折りに相談していた。昼食する時間もない様子だった（中小企業役員）。
- 自家用車で通勤していましたので、車からおりるときに両手に鞄と大きな買物袋に書類を沢山持ち帰って、夜大きなテーブル一面に並べて書いていました。私は過重だと思いましたので、週休2日制の今日、日曜日までも持ち帰ってせねばならないほど仕事があるのかと尋ねますと――自分だけではない、皆がしていることだからそのようなことは言わないでくれと言いました（電力）。

仕事に生き、仕事に死ぬ日本人

1988年11月13日、シカゴトリビューン

- 平岡悟は、日本の企業という非情な軍隊の一兵卒である幾百万の労働者と同じように、余暇時間や週末の休日やバケーションといった浮ついた考えとは無縁の会社ファースト、家族ラストの優秀な兵士であった
- 28年以上にわたり、中間管理職（班長=作業長）の平岡は、大阪の椿本精工の工場で毎日12～16時間働き、通常は週72時間、時には95時間も働いていた。病気や疲労のために一日も休みを取ったことは一度もなかった。彼は、日本人が言う典型的な「企業戦士」であった。

近年の若者の過労死・過労自殺

- 富士通SSL　西垣和哉さん（27歳）---02年4月入社、06年1月死亡。業務集中期の月労働時間　296時間57分、残業128時間57分、1日平均労働時間11時間52分、連続37時間勤務も
- 日本海庄や　吹上元康さん（24歳）---07年8月、入社4ヵ月で過労死　時間外労働は死亡1ヵ月前102時間、2ヵ月前115時間、3ヵ月前141時間　月80時間以上の残業込みの初任給（基本給は12万3200円）
- 和民　森美菜さん（26歳）---08年4月1日入社、6月過労自殺。2ヵ月の時間外労働227時間、死亡直前の1ヵ月は140時間
- 松山市役所　久保さん（22歳）---11年8月、新卒4ヵ月で過労自殺（公務災害）。納税課に配属　受け持ち滞納案件は当初の450～500件が7月には3倍の1300～1400件に、8月の時間外労働は100時間超
- 電通　高橋まつりさん（24歳）---15年12月、新卒8ヵ月で過労自殺　発症前1ヵ月の時間外労働105時間、「自主申告」では判で押したように70時間ぎりぎり。上司からハラスメント
- 建設会社　男性社員（23歳）---16年入社、新国立競技場の建設現場、失踪する17年3月2日までの1ヵ月間の時間外労働は約212時間

２　日本的働きすぎと新しい働きすぎ

日本的働きすぎの残存

①法定労働時間の36協定による解除
②「男は残業、女はパート」の性別分業
③ 長時間残業の常態化とサービス残業の存在
④ 残業に対する労働組合の規制力の弱さ、
⑤ 過労死、過労自殺の多発

新しい働きすぎの出現と拡大

① グローバル資本主義
② 情報資本主義
③ 消費資本主義
④ フリーター資本主義
⑤ 株主資本主義

政策イデオロギーとしての新自由主義と市場個人主義

拙著『働きすぎの時代』（岩波新書、2005年、韓国語訳、2018年、中国語訳、近刊）

表1　過労死等の月残業時間別労災認定件数

2011年度～16年度の累計

残業時間の区分	脳・心臓疾患	精神障害	合計
60 時間未満	2	950	952
60 時間以上～80 時間未満	116	130	246
80 時間以上～100 時間未満	643	152	795
小計	761（48%）	1232（58%）	1993(53%)
100 時間以上～120 時間未満	367	294	661
120 時間以上～140 時間未満	235	210	445
140 時間以上～160 時間未満	124	118	242
160 時間以上	141	282	423
合計	1628	2136	3764

（出所）厚生労働省「過労死等の労災補償状況」各年版
（注1）精神障害はジョブストレスとパワハラによる心理的負荷の要因が大きいので時間外労働は短い（20時間未満）ケースも多い。
（注2）月4週・週休2日で換算すると月100時間以上の残業は1日平均5時間以上の残業、月160時間以上の残業は1日平均8時間以上の残業。

表2　フルタイム労働時間の国際比較

		2001年	2006年	2011年	2016年
日　本	男性	50.9	52.5	53.1	52.9
	女性	42.9	44.9	44.1	43.9
アメリカ	男性	43.0	42.9	42.5	40.5
	女性	40.3	40.3	40.2	40.3
イギリス	男性	45.1	43.8	43.6	40.7
	女性	40.2	39.6	39.6	40.0
ドイツ	男性	40.3	40.6	40.9	38.3
	女性	38.6	38.5	38.6	38.2
フランス	男性	39.1	40.1	40.3	38.4
	女性	37.4	37.7	38.2	37.9

（出所）総務省「社会生活基本調査」OECD, Average usual weekly hours worked, 2016

（出所)Expedia 世界30ヶ国　有給休暇・国際比較調査　2017

しんぶん赤旗 2018.02.18

5時に帰るドイツ人、5時から頑張る日本人

熊谷 徹 著

日独の働き方を比較する上で欠かせない一書である。

著者は27年間ドイツで働いている。その前はNHK記者として8年間日本で働いていた。両国での体験に裏打ちされた考察であるだけに具体的で説得力に富む。

ドイツでは、1日10時間超えて働くことは法律で禁止されている。6カ月間の平均では1日8時間を超えてはならない。国による監督も罰則も日本よりはるかに厳しい。その結果、管理職でなければ残業はほとんどない。

またドイツでは、大半の労働者が年間30日の有給休暇を100%消化している。これに12日の祝日と土日を加えると、1年の4割、約150日は休んでいることになる。

ドイツには日本語の「頑張る」に当たる言葉がない。日本でいう「お客様は神様」の過剰なサービスもない。

にもかかわらず、ドイツの経済は好調で、労働者1人当たりの労働生産性は日本を5割近く上回っている。

片や日本の政府は、電通の高橋まつりさんの過労自殺事件が公表された頃から、声高に「時間外労働の上限規制」を言い始めた。しかし、1日や1週の上限はなく、特別な事情があれば月100時間未満の残業なら認めるという。甘すぎて過労死防止にもならない。労働組合でありながらこの案に合意した連合の姿勢もまた甘い。この背景にはストライキが増えるドイツと激減する日本の違いがある。この違いは脱原発を法制化したドイツと原発再稼働に走る日本との違いにも通じている。

この国で過労死をなくし、8時間働けば普通に暮らせる社会を実現するためにも、本書をお勧めする。

くまがい・とおる 59年生まれ。ジャーナリスト。ミュンヘン在住

SB新書・800円

年の4割が休日 背景に闘う労組

評者 森岡孝二 関西大学名誉教授

「私の仕事8時間プリジェクト」 」2月28日現在 10,000以上のリツィート 9000以上のいいね

3 日本の長時間労働と時間規制の歴史

◇1901年（明治34年） 農商務省の工場調査ー『職工事情』（1903年）

労働組合期成会の機関紙『労働世界』は、1901年、芝浦製作所や沖電気で起きた「過労による結果の衰弱や頓死」を取り上げ、「いまや労働運動は賃金問題でも権利問題でもなく、生命問題である」と警告

◇紡績業 昼夜2交替 昼勤（午前6時→午後6時）、夜勤（午後6時→午前6時）の徹夜労働
表向き12時間労働、早出・居残りを含めると15時間労働、しばしば24時間、稀に36時間も

◇交替制をとっていなかった製糸業でも、同じような長時間労働 夏は午前4時台に起床、5時台に始業、終業は午後7時台、日没後も火を点して8時～10時頃まで居残り

過労と不衛生な居住・労働環境で過労死・過労自殺が多発

細井和喜蔵『女工哀史』（1925年）「一年三百有余日残業するところがはたして欧米にあるだろうか？／これを私は『強制的残業政策』という」。

戦前の工場法と戦後の労働基準法

1911年（明治44年） 工場法--1日12時間（15人以上の工場、年少者と女性に適用、
16年施行、23年に11時間に変更

◇「臨時必要アル場合」: 行政官庁へ届けることにより1ヵ月につき7日，1日につき2時間（月14時間）の延長を認める
◇「季節ニ依リ繁忙ナル事業」: 行政官庁の認可を受けて1年につき120日以内の期間で，1日1時間以内（年120時間）の延長を認める

1919年 ILO第1号条約――工業・工場・1日8時間 日本は欧州諸国の譲歩提案も受け入れず批准せず
譲歩案：満16歳未満の年少者と坑内労働者だけを週48時間、それ以外は週57時間、生糸工場は60時間まで認める。

1947年の労働基準法
男女の別なく全産業を対象に当時の国際水準であった1日8時間、1週48時間労働制が導入。この規制には罰則規定も付されていて、現行では違反した者は6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金

労働時間の法的規制を36協定（時間外・休日労働協定）で解除
労基法第36条：使用者は、労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、行政官庁に届け出た場合は、労働時間を延長し、または休日に労働させることができる。

恐るべき休日労働協定――2017年度 日立製作所－8:50～翌朝8:50、NTT－午前0時から24時

4 労働時間規制のあり方と手がかり

所定外労働削減要綱 1991年策定 2001年改定
＜なぜ所定外労働を減らさなくてはならないのか＞ 1991年版
①個人の自由時間、②家族のふれあい、③地域社会とのかかわり、
④健康と創造性、⑤働きやすい職場環境
＜所定外労働時間削減の意義＞ 2001年版
(1)創造的自由時間の確保、(2)家庭生活の充実、(3)社会参加の促進、
(4)健康と創造性の確保、(5)勤労者の働きやすい職場環境づくり
＜所定外労働削減の目標＞
- 所定外労働は削減する
- サービス残業はなくす
- 休日労働は極力行わない

労働時間規制のあり方

厚労省「所定外労働削減要綱」 1991年策定　2001年改定

＜なぜ所定外労働を減らさなくてはならないのか＞　1991年版

①個人の自由時間、②家族のふれあい、③地域社会とのかかわり、④健康と創造性、⑤働きやすい職場環境

＜所定外労働時間削減の意義＞　2001年版

(1)創造的自由時間の確保、(2)家庭生活の充実、(3)社会参加の促進、(4)健康と創造性の確保、(5)勤労者の働きやすい職場環境づくり

＜所定外労働削減の目標＞

- 所定外労働は削減する
- サービス残業はなくす
- 休日労働は極力行わない

労働時間規制の手がかり

- 労基法の草案(1946年）ーー法定労働時間を超える労働時間の延長の限度を「1日について3時間以内、1週について9時間以内、1年について150時間以内」と規定
- 1997年の男女雇用機会均等法の改定----1日2時間、1週6時間、1年150時間までという女性の残業規制が撤廃。本来は男性にもこの規制を適用して男女平等に
- 36条のただし書きーー「坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならない」。対象業務ーー暑熱、寒冷、有害放射線、じんあい又は粉末、異常気圧、著しい振動、重量物の取り扱い、強烈な騒音、有害な粉じん・蒸気またはガスなどの下での業務、その他厚労大臣の指定する健康上特に有害な業務。本来は一般原則として延長の限度を1日2時間以内とし、業務よって特例を設けるべき
- 育児介護休業法ーー3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはならない。また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合は、月24時間、年150時間を超える時間外労働をさせてはならない。介護にも類似の規定

日弁連「『あるべき労働時間法制』に関する意見書」（2016年11月24日）

- 第1段階ーー直ちに現行の労働時間の延長の限度に関する基準（週15時間、月45時間、年間360時間など）を労働基準法に規定するとともに、特別条項に関する規定を廃止する。

- 第2段階ーー段階的に、週、月、年の延長限度の基準を厳格化するとともに、１日の労働時間の延長の上限についても法定化する。延長の限度基準としては、将来的には、１日2時間（1日の最大労働時間10時間）、1週8時間（1週の最大労働時間48時間）、年間150時間（日弁連意見書では180時間程度）を目指す。

おわりに　過労死防止学会国際シンポの韓国報告から

勤労基準法の改正（2018年2月）ジョン・ビョンウク弁護士

- これまで：1週間の最長労働時間は68時間（基準労働40時間+延長12時間+土曜日8時間+日曜日8時間）以上－行政解釈
- **改正案：1週間の最大労働時間は延長勤労を含めても52時間を超えてはならない。**
- **改正案：**労働時間特例業種を5業種に **路線旅客自動車運送事業を除いた陸上運送業、水上運送業、航空運輸業、その他運送関連サービス業、保健業)に縮小。対象者約110万人。**
- これまで：映画製作および興行業、通信業、教育研究および調査事業、広告業、医療および衛生事業、接客業、焼却および清掃業、理容業、その他に公衆の便宜または、業務の特性上必要な場合として大統領令で定める事業などは、勤労時間制限規定である12時間を超過して延長することができる。対象者約450万人。
- **勤務と勤務の間のインターバル（最低休息時間）を11時間以上おく。**